

# 青森県報

号外第二十九号

令和五年  
三月三十一日  
(金曜日)

## 目次

### 訓 令

○青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(人事課)…  
教育委員会

○青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課)…  
公営企業

○青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(整備企画課)…  
三

## 訓 令

青森県訓令甲第十三号

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第三条第二項及び第四項並びに第七条の三第一項第二号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二号様式の四中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

## 教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第八号

庁 内 一 般  
各 出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程(昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

目次中「職員き章」を「職員記章」に改める。

第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第二条第二項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第四条第二項及び第四項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第六項中「職員の仕事と生活の調和の推進を図るために必要

な勤務時間の割振り及び休憩時間については、教育長が「教育長は、次に掲げる場合には、職員の勤務時間の割振り及び休憩時間について、」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 職員の仕事と生活の調和の推進を図るため必要があると認める場合
- 二 災害応急作業、防疫作業その他の作業であつて、緊急を要するものに従事する

職員の健康の確保を図るため必要があると認める場合

第五条中「介護時間を」の下に「とり、又は」を加える。

第六条中「前条の休暇を受ける」を「前条の規定により休暇をとり、又は受ける」に、「青森県人事委員会規則」を「人事委員会規則」に改める。

第七条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第七条の二第一項第二号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第十条中「あたらないければ」を「当たらないければ」に改める。

第十五条及び第十八条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六章の章名中「職員き章」を「職員記章」に改める。

第二十条の見出しを「(職員記章)」に改め、同条第一項中「職員き章」を「職員記章」に改め、同条第三項中「職員き章は」を「職員記章は」に、「職員き章交付台帳(第十号様式)を登録し」を「職員記章交付台帳(第十号様式)に登録し」に改め、同条第四項中「職員き章を紛失し、又はき損したときは、すみやかに、職員き章再交付願」を「職員記章を紛失し、又は毀損したときは、速やかに、職員記章再交付願」に改め、同条第五項中「職員き章」を「職員記章」に改める。

第二十一条第一項中「けい帯しなれば」を「携帯しなれば」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に、「書き換え」を「書換え」に改め、同条第三項中「職員き章」、「職員き章交付台帳」及び「職員き章再交付願」を「職員記章」、「職員記章交付台帳」及び「職員記章再交付願」に改める。

第二十二条中「職員き章」を「職員記章」に改める。

第二十五条の見出しを「(事務引継ぎ)」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「引き継ぎが終つた」を「引継ぎが終つた」に、「うえ」を「上」に改める。

第一号様式の(他の団体の事務に従事する場合)中「しこうとする」を「就こうとする」に改める。

第二号様式の二中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員

等」に改める。

第四号様式中「しこうとする」を「就こうとする」に改める。

第十号様式中「職員き章交付台帳」を「職員記章交付台帳」に改める。

第十一号様式を次のように改める。

第11号様式(第20条関係)

年 月 日

青森県教育委員会教育長 殿

所 属

職氏名

職 員 記 章 再 交 付 願

職員記章を紛失(毀損)しましたので、再交付願います。

記

1 紛失(毀損)の事情

2 紛失(毀損)の年月日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第十二号様式の表面中「すみやかに」を「速やかに」及び「き損した」や「毀損した」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

## 公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県公営企業管理規程第一号

#### 青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第二条の二」に改める。

第三条第一項に後段として次のように加える。

ただし、勤務時間の割振り及び休憩時間について別に定めた一般の勤務に従事する職員は、この限りでない。

第三条中第二項から第五項までを次のように改める。

- 2 第一項の規定にかかわらず、所属長は、育児、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があつた場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の休憩時間を午後零時から午後零時四十五分までとし、同項の終業の時刻を十五分繰り上げることができる。

- 3 前二項の規定にかかわらず、知事は、次に掲げる場合には、職員の勤務時間の割振り及び休憩時間について、別に定めることができる。

一 職員の仕事と生活の調和の推進を図るため必要があると認める場合

二 災害応急作業、防疫作業その他の作業であつて、緊急を要するものに従事する職員の健康の確保を図るため必要があると認められる場合

4 前三項の規定により難い職員の勤務時間の割振りについては、所属長が知事の承認を得て定めることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた一般の勤務に従事する職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）の勤務時間の割振り及び休憩時間については、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなつた一般の勤務に従事する職員にあつては、当該短時間勤務の内容）に従い、所属長が別に定める。

第三条中第六項から第十一項までを削り、第二章第二節中同条の前に次の五条を加える。

（一週間の勤務時間）  
第二条の二 一般の勤務に従事する職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を除く。次条から第三条まで、第五条、第六条の二及び第七条の三において同じ。）の勤務時間は、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする。

（週休日及び勤務時間の割振り）  
第二条の三 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。  
2 知事は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。

3 知事は、公務の運営上の事情により前二項の規定によることが困難である一般の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、別に定めることができる。

4 知事は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設け、勤務時間を割り振られた日が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにして、前条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性により、四週間ごとの期間につき八日の週

休日を設け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間を割り振ることが困難である職員について、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設け、及び当該期間につき、勤務時間を割り振られた日が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにして、同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第二条の四 知事は、一般の勤務に従事する職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務時間が割り振られた日（この項並びに第六条の八第一項及び第二項において「勤務日」という。）のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の場合において、知事は、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、前条及び前項の規定により勤務時間が割り振られた日（第二条の六及び第五条において「勤務日等」という。）が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

3 知事は、第一項の規定に基づき勤務日のうち四時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振る場合には、同項の期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

（休憩時間）

第二条の五 知事は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合には四十五分又は一時間、七時間四十五分を超える場合には一時間の休憩時間をそれぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 勤務の性質上前項の規定により難い一般の勤務に従事する職員の休憩時間については、所属長が知事の承認を得て定めることができる。  
（時間外勤務代休時間）

- 第二条の六 知事は、青森県企業職員の給与に関する規程（昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第九号）第六条においてその例によるものとされた職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の適用を受ける者に適用される同条例第十三条第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき一般の勤務に従事する職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、同項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間内にある勤務日等（第五条第一項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。
- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された一般の勤務に従事する職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
- 3 時間外勤務代休時間の指定については、前二項に定めるもののほか、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の適用を受ける職員の例による。
- 第五条第一項中「第三条第九項」を「第二条の六第一項」に改める。
- 第六条の四第一項第十九号中「七月から九月」を「六月から十月」に、「第三条第九項」を「第二条の六第一項」に改める。
- 第六条の六を第六条の九とし、第六条の五の次に次の三条を加える。  
（定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間等）
- 第六条の六 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、知事が定める。
- 2 知事は、定年前再任用短時間勤務職員について、第二条の三第一項に規定する週休日のほか、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。
- 3 知事は、定年前再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- 4 第二条の三第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による定年前再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、同条第四項中「八日」とあるのは「八日以上」と、「同条に規定する勤務時間」とあるのは「第六条の六の勤務時間を超えない勤務時間」と読み替えるものとする。

- 第六条の七 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第三条第一項に規定する一般の勤務に従事する職員の勤務時間の範囲内で知事が定める。
- 2 前項の勤務時間中、午後零時から午後一時まで休憩時間を置く。ただし、一日の勤務時間が六時間を超えない定年前再任用短時間勤務職員については、所属長が定めるところにより、休憩時間を置かないことができる。  
（定年前再任用短時間勤務職員の年次休暇）
- 第六条の八 定年前再任用短時間勤務職員の年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日数（当該日数に一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。）
- 一 次号に掲げる定年前再任用短時間勤務職員以外の定年前再任用短時間勤務職員  
次に掲げる日数
- ア 一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である者にあつては、二十日に当該定年前再任用短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数
- イ ア以外の者にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、一日当たりの勤務時間を一日として日に換算して得た日数
- 二 当該年の中途において新たに一般の勤務に従事する職員となつた定年前再任用短時間勤務職員及び第六条の二第一項第三号に掲げる区分に該当する定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間等を考慮し、知事が別に定める日数
- 2 第六条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による定年前再任用短時間勤務職員の年次休暇について準用する。この場合において、同条第二項中「二十日」とあるのは「二十日（第六条の八第一項第一号に掲げる者にあつては、同号の規定による。）」と、同条第三項中「一日、半日又は一時間」とあるのは「一日又は一時間」と読み替えるものとする。
- 3 時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる定年前再任用短時間勤務職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもつて一日とする。

- 一 次号及び第三号に掲げる定年前再任用短時間勤務職員以外の定年前再任用短時間勤務職員 七時間四十五分
  - 二 第一項第一号アに掲げる者 勤務日ごとの勤務時間の時間数（一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
  - 三 第一項第一号イに掲げる者 一日当たりの勤務時間の時間数（一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- 第九条第四項中「第三条第三項から第五項まで」を「第二条の四各項」に改める。
- 第二十五条の六第一項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。
- 第二十九条第一項中「及び休息时间」を削る。
- 附則第二項を次のように改める。
- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年十月青森県条例第三十八号）附則第二十五項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程の規定を適用する。
- 第三号様式の四中「のうち再任用短時間勤務職員等」を「のうち定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同様式の注の2、4及び5中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円